

男女の賃金の差異の公表

公表日 令和5年12月25日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金の割合に対する女性の賃金の割合)
全労働者	66.6%
正規職員	67.4%
非正規職員	80.7%

対象期間 : 令和4事業年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

賃金 : 基本給・超過労働に対する報酬・賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

正規職員 : 出向者については、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む

非正規職員 : 期間工、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く